

答 申 書

令和4年10月19日

坂出市学校再編整備検討委員会

目 次

はじめに	1
1. 学校教育の現状と課題について	1
2. 児童生徒数の現状と将来予測について	2
(1) 人口動態	
(2) これまでの児童生徒数の推移	
(3) 今後の児童数の将来予測	
3. 望ましい小・中学校の規模について	3
(1) 国や県の学校規模に関する基準	
(2) 学級規模に関する基準	
(3) 小規模校と小規模化	
4. 校舎等の状況と長寿命化について	5
5. 学校再編整備の基本方針及び再編の基準について	6
(1) 基本方針	
(2) 再編整備の基準	
(3) 小中一貫・義務教育学校について	
6. 学校再編整備の具体的方策について	7
7. 学校再編の実施に伴う意見・要望について	8
(1) 遠距離通学への配慮	
(2) 再編整備時の子どもたちへの配慮	
(3) 再編整備による校舎の建設	
(4) 再編整備に伴う学校跡地の活用	
(5) 教育予算に対する配慮	
(6) 学校の存続問題と地域コミュニティへの影響	
【参考資料】	
○坂出市学校再編整備検討委員会設置要綱	1 1
○坂出市学校再編整備検討委員会委員名簿	1 3
○諮問書	1 4
○諮問理由の説明	1 5

はじめに

坂出市学校再編整備検討委員会は、令和3年7月29日に坂出市教育委員会教育長より、少子化に伴う児童生徒数の減少や学校施設の老朽化、国の「GIGAスクール構想の実現」に向けてのネットワーク整備と、児童・生徒1人1台端末の配備による教室環境の変化や、新型コロナウイルス感染症の拡大により、いわゆる「新しい生活様式」への対応等の諸課題の解決を図るため、坂出市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方、ならびに再編整備の具体的方策について諮問を受けた。それ以来、平成20年度に策定した「坂出市学校再編整備実施計画」と令和2年度に策定した「坂出市学校施設長寿命化計画」を基礎資料とし、加えて教育委員会事務局からの提示資料および説明に基づきながら、鋭意、議論を重ねてきた。

学校の存在は地域住民にとって非常に大きいものであり、検討委員にとって学校再編整備という非常にデリケートな問題についての議論は、極めて重い精神的負担を感じるものとなった。しかしながら、少子化の進行によって、既に前回計画策定後に閉校となった学校があり、残った学校にも子どもの学習環境や学校運営等に支障が生じ始めている現段階において、将来を見据えた適切な対応を考えることはもはや避けられない課題であると感じ、学校の現状や地域の実情はもとより、国において示された新たな指針についての理解を深めながら、活発な討議を行った。

令和4年4月27日開催の第7回検討委員会において「中間的なとりまとめ」ができたのを受け、坂出市教育委員会は「坂出市学校再編整備計画素案」として令和4年6月にパブリックコメントを実施した。そこに寄せられた市民等からの意見を踏まえ、必要な修正を加えたうえで、令和4年9月22日開催の第9回検討委員会において答申案についての最終的な意見調整を行った。こうして答申内容が決定し、審議を終了したので、ここに本検討委員会の審議結果をまとめ答申するものである。

1. 学校教育の現状と課題について

近年学校教育において、グローバル化や情報化、少子高齢化等の社会の急激な変化に伴い、高度化・複雑化する諸課題への対応が必要となっており、社会に求められる人材像の変化への対応が必要となってきた。これに伴い、21世紀を生き抜くための力を育成するため、これからの学校は、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、思考力・判断力・表現力等の育成や学習意欲の向上、多様な人間関係を結んでいく力や習慣の形成等を重視する必要がある。これらは、さまざまな言語活動や協働的な学習活動等を通じて効果的に育まれる。さらに、地域社会と一体となった子どもの育成を重視する必要がある。地域社会のさまざまな機関等との連携の強化が不可欠である。

一方学校現場では、いじめ・不登校等生徒指導上の諸課題への対応、特別支援教育の充実、外国人児童生徒への対応、ICTの活用の要請をはじめ、複雑かつ多様な課題に対応することが求められている。また、社会全体の高学歴化が進行する中で教員の社会的地位の一層の向上を図ることの必要性も指摘されている。加えて、国の「GIGAスクール構想の実現」に向けてのネットワーク整備と、児童・生徒1人1台端末の配備や、新型コロナウイルス感染症の拡大により、

いわゆる「新しい生活様式」が示された事により、環境が大きく変化している。

坂出市においても、小・中学校の少人数・小規模化の傾向が、全国的な少子化の進行に伴ってはっきりと表れている。そういった状況の中でも、児童生徒が切磋琢磨し、集団での学習や活動ができるなど、学校の活力を維持し、児童生徒がいきいきとした学校生活を送るためには、適切な学校規模を確保し、教育環境を向上させることが必要である。

現在、本市の小・中学校のすべてが直ちに存続の危機ではないものの、いくつかの学校においては、小規模がゆえの複式学級、集団での学習や活動が十分行えない等の学習上の問題点、児童生徒の進学時の精神的負担の問題があり、また、中学校においては多様な部活動を維持できなくなるなどの問題が生じている。島しょ部において、児童生徒の減少に歯止めがかからず、厳しい現実として、廃校や休校を余儀なくされたのも事実である。

本市においても、長い歴史の中でそれぞれの地域が学校を支え、また逆に学校が地域の拠り所であった。まさに「地域あつての学校」であると同時に「学校あつての地域」であるということが言える。そのような地域住民の思い入れの深い、地域の拠点としての学校の再編整備を検討することは、誠に残念なことである。しかし、厳しい現実に向けながら将来に備えることは大変重要なことであり、悲観的にならず学校教育を持続していく希望を持ち、そして何よりも学校生活の今を生きている子どもたちを大切に、新たな教育環境の充実を図らなければならない。

2. 児童生徒数の現状と将来予測について

(1) 人口動態

我が国は、戦後、平均寿命が大幅に伸びる一方で、新生児数は昭和46（1971）年以降、減少傾向が続き、少子高齢化が進んでいる。その結果、国の発表によると、日本の人口は平成16年12月の1億2,784万人をピークに人口減少に転じ、将来の人口推計（中位推計：平成30（2018）年3月公表）に基づけば、総人口は以後長期の人口減少過程に入り、令和22（2040）年の1億1,092万人を経て、令和35（2053）年には1億人を割って9,924万人となり、令和47（2065）年には8,808万人まで減少すると推計される。直近の出生数は令和2年度が84万835人で、前年の86万5,239人より2万4,404人減少し、1899年の人口動態調査開始以来最少となり、予測を上回るスピードでの人口減少が懸念されている。

また、香川県の人口は、平成22（2010）年に100万人を割り、令和22（2040）年には81万人程度にまで減少し、その後、減少スピードは加速度的に高まっていくと見込まれている。年少人口は、今後も減少し、令和22（2040）年には9万人を割り込むと予測されている。

本市では、昭和51（1976）年の67,650人をピークに漸減傾向を辿り、令和3（2021）年12月1日現在において49,807人と45年間で約1万8,000人（約26.4%）減少したことになる。このまま国や県の予測を当てはめた場合、本市の人口は令和12（2030）年に45,000人を割り込み、令和22（2040）年には39,000人規模に減少することとなる。

(2) これまでの児童生徒数の推移

本市における小学校の児童数は、学校基本調査の統計では、小学校児童は昭和33年のピーク時9,793人から、前回計画策定時の平成20（2008）年に2,589人へ減少し、

令和4（2022）年には2,120人となっている。中学校生徒も同様に、昭和37年のピーク時5,205人から平成20（2008）年には1,264人へ減少し、令和4（2022）年には1,099人になった。小中学校いずれもピーク時の約22%になっている。

児童生徒数は、第1次ベビーブームをピークに減少し、その後、第2次ベビーブームに再度ピークを迎えるが、総人口の減少に伴い1990年代以降、減少している。

(3) 今後の児童数の将来予測

市教育委員会は、令和3年4月1日現在までの坂出市全体の年齢別人口推移に一定の傾向をとらえ、単回帰分析による出生数の予測から、将来の各小学校の児童数及び学級数の予測と試算を行った。

その予測では全体的に児童生徒数は減少していき、令和42（2060）年には約半数に減少している。児童生徒数の合計数だけを見ると、国立社会保障・人口問題研究所による国の年少人口（0歳～14歳）の将来推計とほぼ合致しているものの、この5年間程度の出生数から予測するとより大きく減少するものと思われる。

前回の計画策定時の予測でも、現時点以降の児童生徒数の大幅な減少が懸念されていたが、10年前、20年前の時点で、今日のような深刻な出生数の低下による少子化を予測し切れなかったことを思えば、今後10年後、20年後の年少人口については、ここ数年の出生数の低下は全国的な傾向であり、もっと厳しい見方をする必要があるとの指摘もある。

なお、各校区においては、マンション建設や宅地開発の動きなどの変動要素があり、どのように影響してくるか今後の人口動態を注意深く分析していく必要がある。また、香川大学教育学部附属坂出小学校及び中学校の動向を注視する必要がある。

3. 望ましい小・中学校の規模について

(1) 国や県の学校規模に関する基準

望ましい学校規模については、学校教育法施行規則において小・中学校ともに「12学級以上18学級以下を標準とする」とされている。

これは、集団生活の中で互いに切磋琢磨し集団規範を学ぶなど、集団の教育力を生かした指導を行うことが大切であることから、ある程度の規模による学校教育が必要という考え方に立ったものである。また、適正な学校規模を考える場合、1学年1学級のいわゆる「単学級」ではクラス替えができず、人間関係が固定化し、啓発的刺激や友人関係の広がりや乏しくなること、学級内の人間関係のトラブルが生じた場合の有力な対応策の一つであるクラス替えができないため、問題の解決が難しくなるといった点等から、1学年当たり2学級以上が適切であると考えられている。

なお中学校は3学年なので、小学校ほどは12学級にこだわらなくてもよいという考え方もあり、香川県は、「小中学校の望ましい学校規模について（指針）」（平成20年3月策定）において、中学校では9学級以上の学校規模が望ましいとしているが、前述の理由に加えて、特に中学校における部活動の教育的意義や必要な部員数や指導教員が確保しづらくなっている実情も考慮すると、9学級でも十分とは言えない側面がある。

(2) 学級規模に関する基準

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「義務標準法」という。）では、小・中学校の1学級は40人を超えないと規定されている。昭和34年度に「50人」と定められ、昭和39年度に「45人」、そして昭和55年度に現行の40人と改正されてきた。

その後政府において、「経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）」等に基づく検討を進め、令和3（2021）年度予算案の編成過程における財務・文部科学両大臣による折衝の結果、義務標準法を改正し、令和3（2021）年度からの5年間で小学校（義務教育前期課程を含む。）の学級編制標準を段階的に35人に引き下げることとし、必要な教職員定数を措置することについて合意した。そして約40年ぶりに、令和3年2月2日「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、令和3年度から小学校の学級編制の基準を変更することが決定した。

一方、香川県の学級編制基準は、令和2年度までは国の基準に基づき1学級40人としているが、基本3教科（国語・算数・理科）での少人数授業や小学校低学年での複数担任制、一部の中学校で実施している少人数加配による少人数学級編制など、きめ細かな指導を行うことができる香川型指導体制を推進している。

また、中央教育審議会（中教審）は令和3（2021）年1月26日、総会（第127回会合）を開き、約1年9カ月間をかけた議論を通じ、今後の初等中等教育の方向性をまとめた『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」を答申し、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力の育成に向け、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、新学習指導要領が目指している「主体的・対話的で深い学び」の実現につなげるという、「令和の日本型学校教育」の理念を打ち出した。ICT活用については、学校教育に「必要不可欠」と位置付けた上で、教師に対して、子どもたちの発達段階に応じ、対面指導と遠隔・オンライン教育の双方を使いこなす「ハイブリッド化」による指導の充実を求めている。

さらに文部科学省において、GIGAスクール構想の実現に向けた「児童・生徒1人1台端末」の整備、新型コロナウイルス感染症拡大防止を意識した「ポストコロナ時代」における学校施設の意義、空間に集まり学ぶことの価値、少人数による指導体制への対応を含む、個別最適な学びと協働的な学びを実現する施設環境の整備等、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について、具体的・専門的な検討を行うため、「新しい時代の学校施設検討部会」が令和3年1月27日に設置され、教室の広さや確保すべき学習環境等について検討されている。

(3) 小規模校と小規模化

小規模校のメリット・デメリットについては、当委員会において活発な議論を交わしたところである。前述したように望ましい規模についての考え方に沿った一般的な小規模校のデメリットが指摘された一方、小規模校には、一人ひとりの個性に応じた教育、きめの細かい学習指導が可能であり、地域を含む温かい人間関係があるなどの貴重なメリットも出された。

しかしながら、児童生徒数の減少傾向の結果としての小規模校の現状の是認と、少人数学級や少人数教育という教育施策上の小規模化は、必ずしも視点が一致しないものがある。やはり学校単位においては、1学年複数学級を基本として、ある程度の大きい集団での切磋琢磨が教

育上望ましく、その中で学級編制の弾力化や複数担任制の導入によるきめ細やかな学習を実現していくという方向で捉えるべきではないかと考える。

これは教職員・保護者・生徒に行ったアンケートの結果にも表れており、再編整備を検討する際の大きな条件となる。

4. 校舎等の状況と長寿命化について

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であることから、安全で豊かな環境を確保することが必要不可欠である。地震発生時においては、児童生徒等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備の損傷を最小限にとどめるのに十分な耐震性能を持たせておくことが重要である。

また、学校施設は、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、災害時には、地域の方々の応急避難場所としての役割も果たすことが求められている。このような重要な役割を考えれば、近い将来の発生が予測されている東南海・南海トラフ地震にも耐えうる建物にしなければならないのは論を待たないところである。

市立小中学校の学校施設は、第一次ベビーブームの影響による児童生徒数の増加と全国的に進められてきた非木造校舎への増改築によって、小学校では昭和30年代から昭和50年代にかけて、また、中学校では昭和40年代から昭和50年代にかけて急速に整備が進められ、現在では校舎については鉄筋コンクリート造の建物になっている。

令和3年4月1日現在、学校施設台帳で管理している休校中を除く学校施設の建物は、16施設で小学校77棟、中学校38棟であり、そのうち、

- 建築後20年以上経過した建物が、小学校では84.4%、中学校では100%、
- また30年以上経過した建物は、小学校では80.5%、中学校では84.2%、
- さらに40年以上経過した建物は、小学校では53.2%、中学校では65.8%を占めている。

各建物は、旧耐震基準（昭和56（1981）年以前）の建物においては、8割程度は、耐震補強もしくは耐震診断により耐震性が確認されている状況にあり、令和2年度に策定した「坂出市学校施設長寿命化計画」の調査時に、最上階の天井裏部分を確認し、コンクリート強度や構造躯体以外の老朽化度を踏まえ、学校施設を建設から80年間にわたり使用する「長寿命化」対象としての判定を受けている。

「坂出市学校施設長寿命化計画」によると、現行の施設規模を維持し、学校施設を80年間にわたり使用する「長寿命化」を行った場合、今後40年間のコストは約491億円であり、年平均で約12.3億円と推計されている。

これは、「長寿命化」を行わず文部科学省想定 of 整備方法（施設寿命を50年と仮定し、築20年目に大規模修繕、築50年目に改築（建て替え））によりコスト試算を行った場合、今後40年間のコストは528億円（13.2億円/年）と推計される金額より、約37億円少なくなるものの、多額の費用が長期間必要となる。

検討委員会としても、長期にわたり多額の費用が必要な現状と同規模の学校施設の維持は困難と考えており、老朽化による安全面に大きな不安を感じることから、できる限り早期での再編整備による建替えや、維持修繕工事等の早急な対応をすべきである。

5. 学校再編整備の基本方針及び再編の基準について

(1) 基本方針

小・中学校の適正規模を12学級～18学級とする。小規模及び過少規模の学校は、通学距離を勘案するとともに、校舎の長寿命化改修の切迫度及び、今後の児童生徒数の減少に応じて、段階的に再編整備の対象とする。

再編整備の際には、小中一貫・義務教育学校での対応も検討する。

※学校教育法施行規則第41条・第79条（学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。）

(2) 再編整備の基準

＜学校規模の観点＞

- ① 11学級以下の小・中学校（小規模校・過少規模校）は、再編整備の対象とする。
- ② 通学距離は、小学校にあつては4km以内を目安とし、中学校にあつては6km以内を目安とする。
- ③ 再編整備に当たって通学距離が一定以上となる場合には、スクールバス等の通学支援または通学助成の施策を講じる。なお、保護者負担が重くならないよう十分に配慮する。
- ④ 離島の交通事情など地域の実情を考慮した再編整備とする。

＜校舎の長寿命化に係る切迫度の観点＞

- ① 築後50年以上の校舎は早い段階において建替えを計画する。
- ② 築後40年以上50年未満の校舎は、上記①に引続いて建替えもしくは長寿命化を検討する。
- ③ 上記以外の校舎は計画的年次的に長寿命化工事を行う。
- ④ 校舎等の「建替え」の対象校は、学校再編整備を行う学校で将来にわたり校地として残る学校とする。

(3) 小中一貫・義務教育学校について

小中一貫教育を初めて導入したのは広島県呉市であり、平成10（1998）年度に、文部省から、研究開発学校の指定を受け、3小1中学校を統合した。導入のねらいは、義務教育9年間を修了するにふさわしい学力と社会性の育成、中1ギャップの解消、自尊感情の向上とされた。平成13（2001）年には、構造改革特別区域研究開発学校制度が創設され、平成19（2007）年には、教育課程特例校制度が創設（特区開発の全国展開）、小中一貫校導入のハードルが大きく引き下げられることになった。

その後、自治体や学校現場での取組が10数年以上にわたって蓄積され、顕著な成果が明らかになったことから、教育再生実行会議の第5次提言や中央教育審議会答申を経て、平成27（2015）年6月の通常国会で、「義務教育学校」の設置を可能とする改正学校教育法が成立し、平成28（2016）年4月1日、改正学校教育法が施行され、小中一貫教育が制度として全国的に開始されている。

義務教育学校は、「学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う」学校であり、初等教育と、中等教育の一部の合計9年間の課程を一体化させた学校である。

香川県内でも、高松市及び東かがわ市において小中一貫校が整備されており、教育の充実と学校施設の整備・維持、災害時の防災拠点としての活用の面からも有効な整備方法と言える。

また、9年間の授業カリキュラムで学習することが可能となり、小学校課程における専科教員による授業、小・中教員の連携、保護者との信頼関係及び地域との協力関係の継続等、小中一貫教育でのメリットが多く報告されている。

<香川県内の小中一貫校>

所在地	名称	学校種	設立年
高松市	高松第一学園	小中一貫校	平成22年
東かがわ市	白鳥小中学校	小中一貫校	令和2年
東かがわ市	引田小中学校	小中一貫校	令和2年
東かがわ市	大内大川小中学校	小中一貫校	令和4年

6. 学校再編整備の具体的方策について

小中一貫・義務教育学校での再編整備案

時期	前期（概ね5年程度を目途）	後期（概ね10年程度を目途）	その他検討要素
	考えられる再編整備の組合せ （検討事項）	考えられる再編整備の組合せ （検討事項）	
小中一貫・義務教育学校	■ 東部小＋金山小＋東部中 ■ 東部小＋金山小＋西庄小＋東部中	■ 林田小＋加茂小＋府中小＋松山小＋白峰中 ■ 林田小＋加茂小＋府中小＋松山小＋西庄小＋白峰中 ■ 川津小＋坂出中＋坂出小（分離型）	※坂出小は建設年度も新しく、校舎の耐用年数もあるため、分離型の小中一貫・義務教育学校としての運用を検討。

学校種毎の再編整備案

時期	前期（概ね5年程度を目途）	後期（概ね10年程度を目途）	その他検討要素
	考えられる再編整備の組合せ （検討事項）	考えられる再編整備の組合せ （検討事項）	
小学校	■ 東部小＋金山小 ■ 東部小＋金山小＋西庄小	■ 林田小＋加茂小＋府中小＋松山小 ■ 林田小＋加茂小＋府中小＋松山小＋西庄小	※西庄小は距離的な観点から、再編整備の組合せについて検討の余地がある。
中学	■ 坂出中＋東部中		

※白峰校区については再編整備対象校が多いため、複数回に分け段階的に再編する方法も検討すべきである。

7. 学校再編の実施に伴う意見・要望について

(1) 遠距離通学への配慮

学校再編（再編整備）によって通学距離が長くなると、精神的、経済的に大きな負担を強いることになる。子どもたちが、坂出市内のどの地域に生まれても等しく教育が受けられるように、通学にかかる保護者の経済的負担を軽くするような措置が望まれる。また、通学路の安全性を確保するための道路整備はもとより、道路に付帯する安全施設の整備にも努めるよう要望する。

(2) 再編整備時の子どもたちへの配慮

再編整備時の児童生徒の精神的負担をできるだけ軽減させ、再編整備後の学校生活が円滑に送れるようにすることが望まれることから、教員配置上の配慮など適切な対応を要望する。

(3) 再編整備による校舎の建設

できるだけ早い時期の校舎の建て替えが必要となっている東部小学校と金山小学校については、両校が近接していることや校舎がほぼ同程度に老朽化していること、また、児童数減少の中、先を見越した効率的な財政投資を行う必要性から、前回の再編整備計画でも両校の再編整備について取り上げている。再編整備校の決定に際しては、①文教施設立地上の好ましい周辺環境、②通学距離や交通の利便性、③校地面積の確保、といった観点から、地元協議を十分に行う必要がある。併せて東部中学校を含めた小中一貫・義務教育学校の検討を行うべきである。

また、白峰校区についても林田小学校や府中小学校の校舎は、早い時期に建て替えが必要となっており、児童生徒数の今後の予測からも、白峰校区全体での再編整備が必要になってくる。ここでも白峰中学校を含めた小中一貫・義務教育学校の検討を行うべきである。

残る坂中校区についても、川津小学校及び坂出中学校の校舎は、建築年度が古い建物が多く建て替え対象となることから、建て替えの際には小中一貫・義務教育学校の検討を行うべきである。なお、坂出小学校は築10年程度と新しいため、建て替え対象にはならず、分離型の小中一貫・義務教育学校としての運用を検討すべきである。

そして、校舎の設計は、コンセプトの段階から、子どもたち、教職員、保護者等の意見や要望が反映され、また、最近の特別支援教育の観点、GIGAスクール構想の実現に向けた「児童・生徒1人1台端末」の整備、新型コロナウイルス感染症拡大防止を意識した「ポストコロナ時代」における学校施設の意義、空間に集まり学ぶことの価値、少人数による指導体制への対応を含む、個別最適な学びと協働的な学びを実現する施設環境の整備等、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について、十分考慮する必要がある。

なお、この校舎新築における基本的な考え方は、施設の豪華さやユニークさを競うものではなく、堅固であることはもちろんのこと、空間的な余裕が感じられ、利用しやすく、さらに維持管理も容易であることを旨とし、後年における校舎改築等のモデルとなるよう要望するものである。

(4) 再編整備に伴う学校跡地の活用

検討委員会においては、学校の再編問題を中心に議論を交わしたところであるが、再編整備に伴う学校跡地問題についても、全国での活用状況等を参考に、地域コミュニティや市全体のまちづくりの視点での、有効活用が必要であるとの意見があった。学校跡地の活用は、学校再編の方針が固まった後に、改めて坂出市が地域と協議しながら決定することになると考えるが、活用の具体的な内容については、対象校によって地域性や立地条件、交通事情等さまざまな要素があり、一律に整備できるものではないであろう。

パブリックコメントの中には、学校跡地について、地域の活性化に資するような有効活用を図ってほしいとのご意見、また再編整備によって災害時の避難場所としての機能が失われることを心配するご意見があることから、全国での取り組み事例の紹介等の情報提供を行いながら、地元住民の意向を十分に汲み取った跡地利用計画を作成するよう要望するものである。その際には、それまでの学校が培ってきた地域とのつながりや伝統といった、学校・地域固有のものを取り入れた計画となることを望む。

なお、地域コミュニティの活性化のためにも、どの地域でも子どもたちが集い、元気な声が

聞こえ、地域が子育てに関わる事ができる場所が必要であると考え。そのためにも、放課後子どもたちが過ごせる施設（学童保育や児童館等）の設置は必須であろう。他の公共施設の集約も含め、学校跡地の活用は教育委員会のみならず、市全体での公共施設管理の視点からも検討が必要である。

(5) 教育予算に対する配慮

検討委員会では、子どもの健やかな成長にとって、どのような教育環境が望ましいのかという視点を第一に考えて検討を行った。しかし一方では、坂出市の市としての存続にも関わる財政の厳しさは、今後の公共施設の維持管理に必要とされる財源の多さに表れており、これの打開のためにも、学校の再編により、限られた教育予算の効率的で効果的な使い方について真剣に考えざるを得ない状況であることはよく理解するものである。

しかしながら、子どもたちは坂出市の将来を担う「宝」である。先に「学校教育の現状と課題」で触れたとおり、教育問題は学校だけの取組みにとどまらず、家庭や地域を巻き込んで、大人世代のだれもが「わが事」として真剣に対応しなければならない問題である。その上でも、安全・安心な学校の施設設備は教育の最も基本的な前提条件であり、さらに教職員が力を合わせて子どもたちと真正面から向き合い、思い切った教育の取組みができるように、教育環境の整備については必要な予算措置を含めて、今後も特段の配慮を求めるものである。

(6) 学校の存続問題と地域コミュニティへの影響

坂出市の人口が少しずつ減少し、その傾向になかなか歯止めがかからず、とりわけ年少人口の減少傾向は着実に我々の社会生活の各分野に深刻な影響を及ぼしつつある。今後の坂出市の学校配置の在り方について明確な将来像を描き、的確な対応をとることは不可欠である。もちろん、地域の人々の学校に対する深い愛着という心の問題を伴うだけに、学校の再編問題は極めて対応の難しい問題であるが、もはやこれ以上先送りすることは許されない。

また、パブリックコメントでも寄せられた、現在の学校をそのまま維持したいという多くの市民の声は、地域に支えられると同時に、地域の拠り所である学校を失いたくない思いと、その長い歴史の中で形成されてきたそれぞれの地域特有の文化や、小学校区単位で構成されてきた自治会、婦人会、老人会、子ども会等の様ざまな組織体制の弱体化、ひいては地域そのものの崩壊につながるという恐れや危機感が非常に大きいことが背景にある。当然の住民感情である。

これら地域コミュニティにおける学校を中心とした人と人とのつながり、一体感は一朝一夕にできたものではなく、長い歳月にわたり、そこに暮らす人々の様ざまな地域行事等を通じての交流の積み重ねの上に醸成されてきたものである。この答申での学校再編整備の場合、1つの校区に複数の既存組織が存在することになるが、それは中学校区と同様の体制になり、学校再編整備後は必要により既存組織の連合体としての位置付けが必要になることも予想される。それらは、コミュニティースクールや地域学校協働本部でのこれまでの取り組みを基に、それぞれの地域における諸団体で協議し、地域社会のあり方を地域住民の手で作りに上げていただきたい。

坂出市学校再編整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の今後における小・中学校の適正規模および適正配置の再編整備を検討するため、坂出市学校再編整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、坂出市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、小・中学校の適正規模および適正配置に関する基本的な考え方ならびに適正化に向けた再編整備の具体的な方策について調査および検討を行い、その結果を答申するものとする。

(組織等)

第3条 検討委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小・中学校長の代表者
- (3) 保護者の代表者
- (4) 住民の代表者

3 委員の任期は、委嘱または任命の日から当該諮問事項に係る調査検討が終了するまでとする。

(会長および副会長)

第4条 検討委員会に会長および副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

5 会議は、非公開とする。ただし、会長の承認を得た者は、傍聴することができる。

(部会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、検討委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、検討委員会から付託された事項について、調査および研究を行う。

3 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

4 部会に部会長を置き，会長が指名する委員をもって充てる。

5 前条の規定は，部会の会議について準用する。この場合において，同条中「検討委員会」とあるのは「部会」と，「会長」とあるのは「部会長」と，「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は，教育委員会教育総務課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか，検討委員会の運営に関し必要な事項は，教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は，令和3年5月1日から施行する。

坂出市学校再編整備検討委員会委員名簿

(敬称略)

No.	氏名	所属・母体	職名	摘要	備考
1	毛利 猛	香川大学	教授	学 識	
2	井上 博樹	教員OB		経験者	
3	高橋 恵	教員OB		(3名)	
4	金岡 秀治	小学校校長会	東部小学校校長	校長	
5	眞下 美香	中学校校長会	坂出中学校校長	代表者 (2名)	R4.4~
6	中井 直樹	坂出市PTA連絡協議会	会長	坂出市PTA	
7	泉本 大樹	坂出市PTA連絡協議会	副会長	協議会の代表者	
8	横井 鈴代	坂出市PTA連絡協議会	親子部会 (旧母親部会) 長	(3名)	
9	藤井 正和	坂出市連合自治会	会長	住民代表者	
10	入江 正憲	坂出市民生児童委員協議会連合会	会長	(2名)	



坂教総第22号
令和3年7月29日

坂出市学校再編整備検討委員会
会長 毛利 猛 様

坂出市教育委員会
教育長 山田 知志



諮問書

坂出市立小・中学校のよりよい学校教育環境を整備するため、下記事項について、坂出市学校再編整備検討委員会設置要綱第2条の規定により諮問します。

諮問事項

1. 坂出市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について
2. 坂出市立小・中学校の再編整備の具体的方策について

諮問理由の説明

わが国の人口は、平均寿命が大幅に伸びてきた一方で、昭和46年以降の出生数の減少が続いており、少子高齢化が世界に例を見ないスピードで進行しています。

平成17年の国勢調査をもとに総務省は総人口のピークは平成16年12月の1億2,784万人であったこと、また国立社会保障・人口問題研究所の平成18年12月推計(中位仮定)によれば、23年後の2030(平成42)年に1億1,522万人、48年後の2055(平成67)年に8,993万人にまで減少するとの予測をしています。

また、香川県の将来推計人口についても、2005(平成17)年の101.5万人を基準にした場合、10年後の2015(平成27)年には100万人を割り込み、25年後の2030(平成42)年には約87万人へ減少すると予測しています。

本市の人口は、国勢調査人口とそれを基礎とした推計人口から見ると、1976(昭和51)年の6万7,650人をピークに減り続け、現在はピーク時に比べ約1万人減少しています。

こうした中で、本市の学校現場においても児童生徒数の減少傾向に歯止めがかからず、市立学校の統計では、小学校児童は1958(昭和33)年の9,793人から2007(平成19)年の2,622人へ、半世紀の間に73.2%も減少しました。また中学校生徒も同様に、1962(昭和37)年の5,205人から2007(平成19)年の1,303人へ75.0%減少しました。

その間、学校の統廃合は、昭和38年に旧の林田中学校・加茂中学校・府中中学校・王越中学校・松山中学校の5校が白峰中学校として、また昭和50年には旧の川津中学校と坂出中学校が新しく坂出中学校として統合されてきた経緯があります。

その後においても、平成12年度から与島小学校、平成13年度から与島幼稚園、平成14年度から与島中学校がそれぞれ休校・休園となり、さらに平成17年度から沙弥小学校、平成18年度からは沙弥中学校が休校となったところであります。

休校・休園となった地域では、児童生徒数の減少に伴い、学級運営、部活動、運動会等学校運営に支障が生じ始め、教職員や保護者などの危機感が募る中、また、地域住民の学校に対する深い愛着を残しながら、休校・休園のやむなきに至ったというのが実情であります。

その他の学校・園においても子どもの数が減少し、当分の間は休校・休園せずとも形式的には存続が可能とはいえ、学校運営はもとより、スポーツ少年団等の活動にも支障が生じ始めているのが実情であります。また、校舎の多くは改築時期が迫っていること、加えて東南海・南海地震に備える耐震補強工事の促進が急務となっております。

教育委員会としては、現状のまま手をこまねていることは許されず、早急に本市の適正な学校規模のあり方を研究し、学校再編と耐震化促進を図るため、20年先を見越した中期(5年)・長期(10年)の段階的な実施計画(学校再編整備プラン(仮称))を策定していく必要があると考えておりますことから、次の事項についてご審議をお願いするもの

であります。

1. 坂出市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について
2. 坂出市立小・中学校の再編整備（統廃合）の具体的方策について

次代を担う子どもの教育効果を第一に考えて、最適規模の学習集団を編制し、学校が学校として最大限の機能を発揮できる教育環境を作り出すために、本市の地理的条件や歴史に配慮しながら、本市にとって望ましい教育環境の将来像をご審議賜りますようお願い申し上げます。